

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定の一部改正.....（観光局）	124
○高圧ガス保安法による指定保安検査機関の指定.....（環境・エネルギー室）	124
○土地改良事業計画の変更の認可.....（農業施設管理課）	125
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課）	125
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	125
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	125
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	126
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	126
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	126
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	126
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	126
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	127
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	127
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	127
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	130
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	144
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....（調達課）	144

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定.....（維持管理防災課）	144
道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	144

告 示

北海道告示第211号

平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定）の一部を次のとおり改正し、平成31年4月1日から施行す

る。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1の表函館市の項中「函館市立亀尾小中学校」を「函館市立亀尾小学校」に改める。
同表旭川市の項中「旭川市立千代ヶ岡小学校」を削る。
同表苫小牧市の項中「苫小牧市立和光中学校」の次に「 苫小牧市立ウトナイ中学校」を加える。
同表士別市の項中「士別市立中士別小学校」を削る。
同表伊達市の項中「伊達市立大滝小学校」を「伊達市立大滝徳舜誓学校」に改める。
同表北斗市の項中「北斗市立茂辺地小学校」の次に「 北斗市立市渡小学校 北斗市立上磯小学校 北斗市立谷川小学校 北斗市立萩野小学校」を加える。
同表中富良野町の項中「中富良野町立本幸小学校」を削る。

北海道告示第212号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定により、指定保安検査機関を次のとおり指定した。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 名称
北海道エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社
- 代表者の氏名
代表取締役 和泉良明
- 所在地
札幌市東区北丘珠3条3丁目2番16号
- 指定する地域
北海道一円
- 指定する区分又は業務の範囲
(1) 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第78条第4項で規定する特定施設の保安検査
(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第80条第4項で規定する特定施設の保安検査
(3) コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第35条第4項で規定する特定施設の保安検査
(4) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガ

- ス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る
特定施設の保安検査
- 6 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
北海道エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社
札幌市東区北丘珠3条3丁目2番16号
- 7 指定年月日
平成31年3月15日

北海道告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成31年3月19日、富良野土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第214号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) A重油 J I S 1種2号 | 707,000リットル |
| (2) 軽油 J I S 2号 | 739,000リットル |
| (3) 潤滑油 | |
| ア シェルリムラF B30又は同等品 | 19,000リットル |
| イ シェルガデニヤS－3／40又は同等品 | 14,600リットル |
- 2 落札を決定した日
平成31年3月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 河辺石油株式会社
- (2) 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号
- 4 落札金額
- (1) 90.5円
- (2) 102.4円
- (3)ア 455.0円
- イ 435.0円
- 5 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成31年1月29日付け北海道告示第55号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 北斗市茂辺地960の2・962の2・963（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第216号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町茂喜登牛303の1、367、396、399の1、402の1
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町字当幌1416の1・1442の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字計根別2612の5

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第218号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 夕張郡長沼町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第221号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 樺戸郡新十津川町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新十津川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成31年北海道告示第95号

2 所在が不明な者 小堀 直志、對島 鉄五郎、小本 定治、吉田 幸廣、吉田 幸治、恩道 彦造、澤田 國春、宇美 重郎

北海道告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 高 橋 はるみ 供用開始の期日
道 道 奥 尻 島 線 北海道渡島総合振興局 函 館 建 設 管 理 部	奥尻郡奥尻町字奥尻723番地先から 同郡奥尻町字奥尻国有林檜山森林管理署2472林班い小班地 先まで	平成31. 4. 1
道 道 八 千 代 帯 広 線 北海道十勝総合振興局 帯 広 建 設 管 理 部	帯広市西12条南18丁目1番3地先から 同市西12条南9丁目4番1地先まで	平成31. 3. 29

北海道告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美園寺の沢川（Ⅰ－33－1030）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市美園町5丁目、上鷺別町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富岸川第1沢川（Ⅲ－33－001）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市富岸町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富岸川第1右の沢川（Ⅲ－33－002）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市富岸町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
毛似湾川支流（Ⅱ－31－1230）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 似湾沢川（Ⅱ－31－1240） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 栄一の沢（Ⅱ－31－1250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 栄三の沢（Ⅱ－31－1260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 サカエ沢川（Ⅱ－31－1280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ニサナイ工場の沢（Ⅱ－31－1690） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ニサナイ南沢（Ⅰ－31－1700） (2) 土砂災害警戒区域の表示	勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ニサナイの沢（Ⅱ－31－1710） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 和泉東1の沢（Ⅱ－31－1730） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別和泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 和泉東2の沢（Ⅱ－31－1740） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別和泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 和泉下の沢（Ⅱ－31－1750） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別和泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 種田沢川（Ⅱ－31－1760） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別和泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ヲナヨベツ2の沢川（Ⅰ－83－0020）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域の表示 広尾郡広尾町字ヲリコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 楽古二の沢川（Ⅱ－83－0030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 広尾郡広尾町字野塚13線、字野塚（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 祖父川（Ⅱ－25－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 又一の沢（Ⅱ－23－0610） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神社の沢（Ⅰ－23－0660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 蛭谷左沢川（Ⅰ－23－0670） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	森蛭谷町4（Ⅱ－2－234－1017） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 塩釜川1の沢（Ⅰ－22－0390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字塩釜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福島塩釜2（Ⅰ－2－230－1268） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字塩釜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 雷電岬（Ⅰ－40－105） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡岩内町字敷島内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下クワンベツ川（Ⅱ－14－0320） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩内郡共和町国富（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 妹尾の沢川（Ⅱ－11－0740） (2) 土砂災害警戒区域の表示 余市郡赤井川村字日ノ出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	--

- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
都 2 の沢川（Ⅱ－11－0760）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡赤井川村字都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
工藤の沢川左沢川（Ⅱ－11－0840）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡赤井川村字明治（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西の川（Ⅰ－15－0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字曾我、字東山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
野村橋の沢川（Ⅱ－15－0610）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮田 1 号の沢川（Ⅱ－15－0620）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字宮田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
黒川支流の沢川（Ⅱ－15－0640）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字黒川、字絹丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
イトウ橋右 1 の沢川（Ⅲ－15－001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
イトウ橋右 2 の沢川（Ⅲ－15－002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字ニセコ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
田口橋の沢川（Ⅲ－15－008）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字宮田、字絹丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
美園 2 の沢川（Ⅰ－33－1010）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市美園町 6 丁目、上鷺別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美園3の沢川（Ⅰ－33－1020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市美園町5丁目、美園町6丁目、上鷺別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鷺別川右の沢川（Ⅱ－33－0990） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市上鷺別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西富岸2の沢川（Ⅱ－33－1160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市富岸町3丁目、上鷺別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富岸川第東の沢川（Ⅲ－33－003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市富岸町1丁目、富岸町3丁目、富岸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別上鷺別町5（Ⅰ－3－62－1702）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市上鷺別町、美園町6丁目、美園町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別鷺別町1丁目1（Ⅰ－3－65－1705） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市鷺別町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別鷺別町1丁目2（Ⅰ－3－66－1706） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市鷺別町1丁目、室蘭市日の出町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別上鷺別町1（Ⅰ－3－520－3078） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市上鷺別町、美園町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別上鷺別町2（Ⅰ－3－521－3079） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市上鷺別町、美園町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栄二の沢（Ⅱ－31－1270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社の沢川（Ⅱ－31－1290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 和泉上の沢（Ⅱ－31－1720） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別和泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 穂別栄（Ⅱ－3－41－1214） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾丸山通南5丁目（Ⅰ－8－25－2671） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町丸山通南4丁目、丸山通南5丁目、白樺通北1丁目、字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾二見町・海岸町（Ⅰ－8－27－2673） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町会所前1丁目、会所前2丁目、会所前3丁目、会所通、東1条5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾西4条5丁目（Ⅰ－8－28－2674） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町西3条3丁目、西3条4丁目、西4条5丁目、字茂寄南（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄3（Ⅰ－8－33－2679） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	--

19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾美幌1 (Ⅰ－8－37－2683)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町字ヲナヲベツ (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾野塚 (Ⅱ－8－37－2044)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町字野塚、字野塚西通、字野塚本通 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾紅葉通北1丁目1 (Ⅱ－8－38－2045)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町字茂寄、紅葉通北1丁目、紅葉通南1丁目 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾西3条3丁目 (Ⅱ－8－41－2048)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町西3条3丁目、字茂寄南 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾西3条2丁目 (Ⅱ－8－42－2049)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

広尾郡広尾町西3条2丁目、字茂寄南 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾並木通東1丁目1 (Ⅱ－8－43－2050)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町並木通東1丁目、東3条12丁目、会所前4丁目 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾東3条11丁目1 (Ⅱ－8－44－2051)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町東3条11丁目、東3条12丁目、会所前4丁目 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾東3条11丁目2 (Ⅱ－8－45－2052)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町東3条11丁目、会所前4丁目 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
広尾茂寄6 (Ⅱ－8－48－2055)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡広尾町西1条1丁目、西2条1丁目、字茂寄南 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄 8 (Ⅱ－8－49－2056) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町西 1 条 1 丁目、会所前 1 丁目、字茂寄南 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾モエケシ 1 (Ⅱ－8－53－2060) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字モエケシ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾モエケシ 2 (Ⅱ－8－54－2061) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字モエケシ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾紅葉通南 1 丁目 (Ⅲ－8－10－711) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町紅葉通北 1 丁目、紅葉通南 1 丁目、字茂寄 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	広尾並木通東 1 丁目 2 (Ⅲ－8－12－713) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町並木通東 1 丁目、並木通東 2 丁目、会所前 4 丁目、会所前 5 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾東 2 条 11 丁目 (Ⅲ－8－14－715) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町東 2 条 10 丁目、東 2 条 11 丁目、東 3 条 11 丁目、会所前 4 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄 10 (Ⅲ－8－15－716) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町西 2 条 1 丁目、西 3 条 2 丁目、字茂寄南 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広尾茂寄 11 (Ⅲ－8－16－717) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 広尾郡広尾町字茂寄南、陣屋、西 4 条 5 丁目、西 4 条 6 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桑名の沢川 (Ⅱ－25－0170)
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻松江1（Ⅰ－2－509－1547） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字松江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻松江3（Ⅱ－2－319－1102） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字松江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻奥尻6（Ⅰ－2－517－1555） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻奥尻8（Ⅰ－2－519－1557） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森鷲ノ木町2（Ⅱ－2－230－1013） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字鷲ノ木町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 地蔵の沢（Ⅰ－23－0620） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 石谷上沢川（Ⅱ－23－0630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 石谷駅裏沢（Ⅰ－23－0640） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

- 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東谷の沢（Ⅰ－23－0650）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森本茅部町 1（Ⅰ－2－341－1379）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森本茅部町 2（Ⅰ－2－342－1380）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森本茅部町 3（Ⅰ－2－343－1381）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森本茅部町 4（Ⅱ－2－237－1020）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 茅部郡森町字本茅部町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森蛭谷町 1（Ⅱ－2－231－1014）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森蛭谷町 2（Ⅱ－2－232－1015）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森蛭谷町 3（Ⅱ－2－233－1016）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森蛭谷町 5（Ⅱ－2－235－1018）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字蛭谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森蛇谷町 6 (Ⅱ-2-236-1019) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字蛇谷町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森蛇谷町 7 (Ⅰ-2-339-1377) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字蛇谷町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森蛇谷町 8 (Ⅰ-2-340-1378) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字蛇谷町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 早瀬宮の沢川 (Ⅰ-24-1110) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字早瀬 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	久末の沢川 (Ⅰ-24-1120) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字早瀬 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国早瀬 (Ⅰ-2-388-1426) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字早瀬 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国早瀬 1 (Ⅱ-2-269-1052) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字早瀬 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ベコ川 (Ⅱ-22-0410) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鳥沢の沢川 (Ⅱ-22-0430) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和 (次の図のとおり)
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鳥沢川（Ⅰ－22－0420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島浦和 1（Ⅱ－2－160－943） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島浦和 2（Ⅰ－2－226－1264） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島浦和 3（Ⅰ－2－227－1265） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島浦和 4（Ⅱ－2－161－944） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島浦和 5（Ⅰ－2－228－1266） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字浦和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島塩釜 1（Ⅰ－2－229－1267） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字塩釜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島塩釜 3（Ⅰ－2－231－1269） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字塩釜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島塩釜 4（Ⅰ－2－232－1270）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字塩釜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊興志内村 2（Ⅰ－1－372－909） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村字茂岩、大字興志内村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊盃村 2（Ⅰ－1－378－915） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村字盃山、字山小崎、大字盃村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊盃村 4（Ⅰ－1－380－917） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村字盃山、大字盃村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊盃村 1（Ⅱ－1－144－697） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村字山小崎、大字盃村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 金子の沢川（Ⅱ－14－0140） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村字盃山、大字盃村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 金子の隣の沢川（Ⅱ－14－0150） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村字盃山、字甲前山、大字盃村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩内敷島内 2（Ⅰ－1－404－941） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩内郡岩内町字敷島内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 湯内川（Ⅱ－14－0410） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩内郡岩内町字敷島内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

- 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富 1 (Ⅱ-1-169-722)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富 4 (Ⅱ-1-171-724)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富 5 (Ⅱ-1-172-725)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ピラ川 (Ⅱ-14-0300)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富、小沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
町道 8 号線の沢 (Ⅱ-14-0310)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 岩内郡共和町国富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内珊内 5 (Ⅰ-1-346-883)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字珊内村字山ノ上、大字珊内村 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内珊内 7 (Ⅰ-1-347-884)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字珊内村字山ノ上、大字珊内村 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内珊内 9 (Ⅰ-1-348-885)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字珊内村字越路、字大川、大字珊内村 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内珊内 6 (Ⅱ-1-133-686)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字珊内村字山ノ上、字元村、大字珊内村 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内珊内8（Ⅱ－1－134－687） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字珊内村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内珊内11（Ⅱ－1－135－688） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字珊内村字川向山ノ上、大字珊内村（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤井川都1（Ⅰ－1－272－809） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡赤井川村字都（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤井川都2（Ⅱ－1－86－639） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡赤井川村字都（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	赤井川尾根山（Ⅱ－1－87－640） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡赤井川村字明治（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 都1の沢川（Ⅱ－11－0750） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡赤井川村字都（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 火薬庫の川（Ⅱ－11－0830） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡赤井川村字明治（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコ羊蹄（Ⅰ－1－423－960） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字羊蹄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコ本通（Ⅱ－1－189－742） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字本通（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコ曽我 1 (Ⅲ-1-58-380) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字曽我 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ニセコ曽我 2 (Ⅲ-1-59-381) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字曽我 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宮田 2 号の沢川 (Ⅱ-15-0630) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡ニセコ町字宮田、字絹丘 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧大平 (Ⅰ-1-486-1023) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字大平 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧永豊町 2 (Ⅰ-1-487-1024) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字永豊町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧永豊町 4 (Ⅰ-1-488-1025) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字永豊町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧泊 1 (Ⅰ-1-489-1026) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字泊、字永豊町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧泊 2 (Ⅰ-1-490-1027) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字泊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 106(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧泊 3 (Ⅰ-1-491-1028)
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 107(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧江の島（Ⅰ－１－493－1030） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧永豊町１（Ⅱ－１－223－776） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字永豊町、字大平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧永豊町３（Ⅱ－１－224－777） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字永豊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 110(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧泊４（Ⅱ－１－225－778） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 111(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 市渡横の川（Ⅱ－12－0670） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字大平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 112(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松山の沢川（Ⅱ－12－0680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字豊平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 113(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 巖倉川（Ⅱ－12－0690） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 114(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 盤の沢川（Ⅱ－12－0700） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	--

115(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小杉横の川（Ⅱ－12－0710） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字江ノ島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第226号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成31年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・28号東8丁目・篠路通及び7・4・40号苗穂駅連絡通） (3) 事業 施 行 期 間 平成25年9月3日から平成35年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 2(1) 施 行 者 の 名 称 北見市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・4・39号西10号通及び3・4・22号三輪通） (3) 事業 施 行 期 間 平成25年8月30日から平成33年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 北海道告示第227号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成31年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項株式会社札幌篠路自動車学校の事項の次に次の事項を加え、同項株式会社うすだの事項を削る。 株式会社タイエー 平成31. 4. 1 根室市役所売店	公 表 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成31年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 水 系 名 河 川 名 関 覧 場 所 二級河川新冠川新冠川 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び門別出張所 二級河川茶路川茶路川 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課 二級河川庶路川庶路川 同	道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第17号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年3月29日 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長 田 中 肇 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庁舎清掃業務及び北海道旭川養護学校庁舎清掃業務 一式 2 落札を決定した日 平成31年3月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 プイファッション仙台株式会社 (2) 住 所 宮城県仙台市宮城野区原町5丁目8番47号 4 落札金額 23,200,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年1月29日付け北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
--	--	--

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課 |
| (2) 所在地 | 旭川市春光台2条1丁目1番43号 |